

新型コロナウイルス感染症に関連した対応について

① 教職員・生徒等に感染したことが判明した場合

本人

- ・ 受診医療機関が快癒を認める等、登校の許可がおりるまで出席停止
- ・ 登校の許可がおりたら、医療機関の証明書を持って保健室に登校し、証明書の確認をしてから教室へ移動

学校

- ・ 校長は、学校保健安全法第 19 条に基づき、当該児童生徒等に対して**治癒するまで「出席停止」**とする。学校の臨時休業については、保健所の指導助言のもと学校医等と相談をして決定する。
 - ア 濃厚接触者が保健所により特定するまでの間、学校保健安全法第 20 条に基づき、学校の全部又は一部の臨時休業を実施する。
 - イ 濃厚接触者が特定された後、保健所の調査や学校医の助言等により、感染者の症状や学校内での活動の態様、接触者の多寡、地域の感染 拡大状況、感染経路の明否などを総合的に考慮し、疫学的な評価を踏まえた臨時休業についての判断を行う。
 - ウ 当該児童生徒等の感染経路が判明しており、学校外で感染したことが明らかであって、学校関係者に感染を広めているおそれが低い場合には、学校の臨時休業を行う必要がないこともあり得るため、保健所及び学校医等との連携を図り対応する。
 - エ 学校内の消毒については、保健所の指導助言のもと、必要性や範囲を決定し、学校薬剤師等と連携を図り、適切に行う。

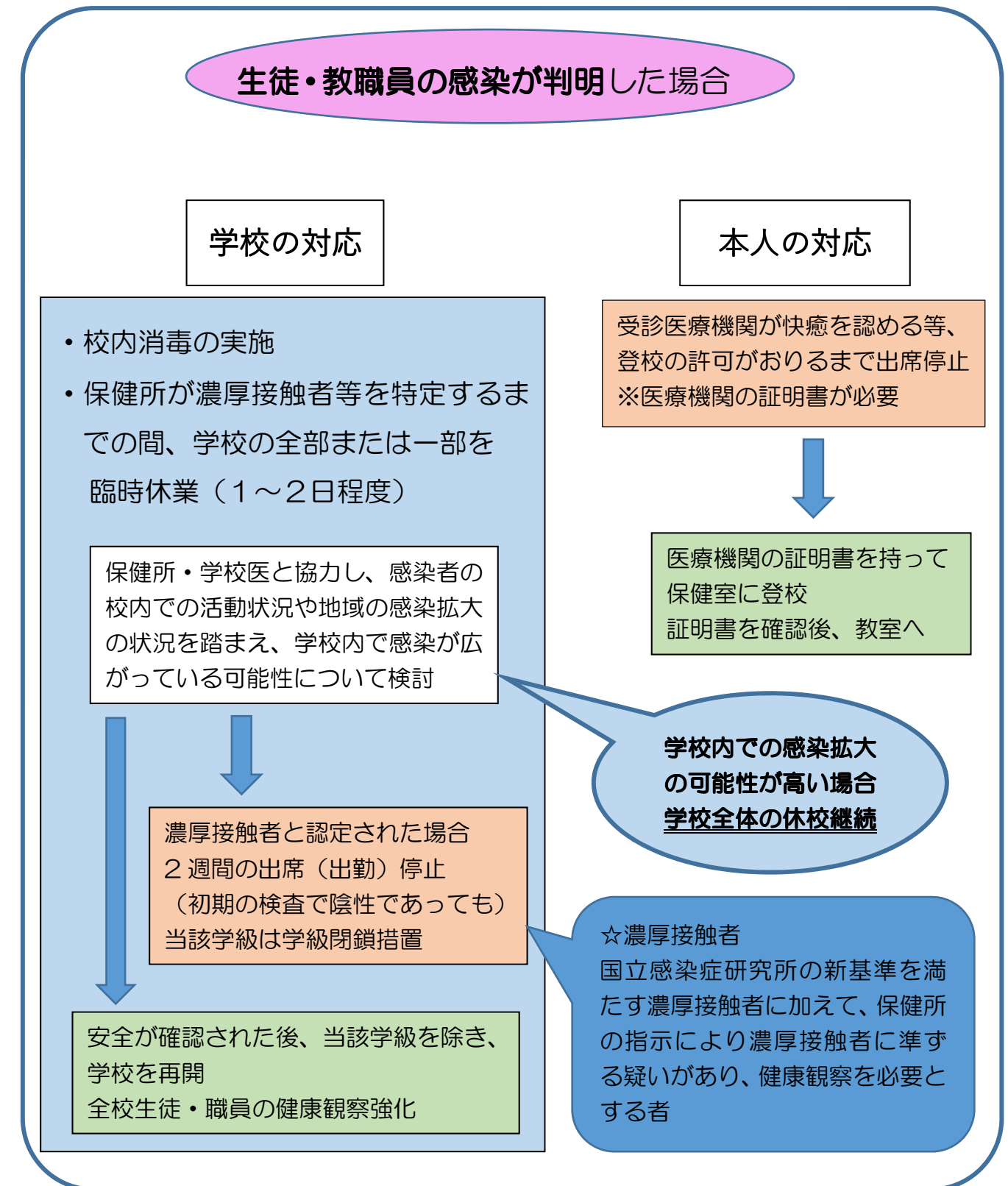
* 濃厚接触者とは

国立感染症研究所の新基準を満たす濃厚接触者に加えて、保健所の指示により濃厚接触者に準ずる疑いがあり、健康観察を必要とする者

- ・ 保健所の調査等により校内での感染の可能性が低い等、安全が確認された後、当該学級を除き、学校を再開
全校生徒・教職員の健康観察強化

* 上記対応は原則。状況に合わせて保健所・学校医・学校が相談して決定する

* 出席停止期間中は、健康観察表を必ず記入する



新型コロナウイルス感染症に関連した対応について

教職員・生徒が濃厚接触者と認定された場合

- 感染者と最後に濃厚接触した日の翌日から起算して2週間の「出席停止」とする。
保健所の調査等に協力し、PCR検査を受ける。
- PCR検査の結果
陽性→別紙：①生徒・教職員の感染が判明した場合 参照
陰性→自宅にて2週間の経過観察（出席停止）
経過観察中に症状等が現れた場合は、保健所等に連絡・相談しPCR検査を実施
経過観察中に症状等が現れなかった場合は、保健所の指示により登校再開
登校する際は「健康観察表」を持って保健室へ、体調等の確認後、教室へ移動

教職員・生徒の同居家族が濃厚接触者と認定された場合

- 家族を「濃厚接触者」と判断した保健所等に、自身の対応を確認。
- 保健所等から自宅待機等の指示があった場合は、その期間の出席停止**
(特に指示が出なければ、マスク着用、手指衛生徹底の上、就業・登校可能。)
- 出席停止期間中に濃厚接触者（家族）の感染が判明した場合は、本人が濃厚接触者としてPCR検査を受ける。以降、保健所の指示を受ける。
- 出席停止期間中に症状が現れなかった場合は、保健所の指示にて登校再開
登校する際は「健康観察表」を持って保健室へ、体調等を確認後、教室へ移動

* 上記対応は原則。状況に合わせて保健所・学校医・学校が相談して決定する

* 出席停止期間中は、健康観察表を必ず記入する

